

介護老人保健施設ビーブル春秋苑 入所利用料金表

令和5年1月1日

1、基本料金について

※当施設の定員は70名です。

居室のタイプ	要介護度	基本料金	居住費	特別な室料	食事	1日概算料金	1ヶ月概算料金
2人部屋	要介護①	836円	377円	770円	1,750円	3,733円	111,990円
	要介護②	910円			(朝食500円)	3,807円	114,210円
	要介護③	974円			(昼食650円)	3,871円	116,130円
	要介護④	1,030円			(夕食600円)	3,927円	117,810円
	要介護⑤	1,085円			3,982円	119,460円	
4人部屋	要介護①	836円	377円	0円	1,750円	2,963円	88,890円
	要介護②	910円			(朝食500円)	3,037円	91,110円
	要介護③	974円			(昼食650円)	3,101円	93,030円
	要介護④	1,030円			(夕食600円)	3,157円	94,710円
	要介護⑤	1,085円			3,212円	96,360円	

2、加算について

入所時加算項目	金額	算定項目	対象	内容
短期集中リハビリテーション	240円	1日につき	対象者	入所日から3ヶ月以内に実施した場合、基本料金に左記の金額を加算。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	1日につき	対象者	入所日から3ヶ月以内に実施した場合、1週間に3回を限度として加算。
若年性認知症入所者受入加算	120円	1日につき	対象者	若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、そのものを中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日につき	対象者	医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断した場合。(7日間を限度とする)
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	40円(Ⅰ) 60円(Ⅱ)	1月につき	対象者	入所者・利用者ごとの心身状況等(加算(Ⅱ)については心身、疾病の状況等)の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。サービス提供に当たって、上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	46円	1日につき	全員	退所時指導、退所後の状況確認、必要なリハビリを計画的に行い評価を実施、地域貢献活動を実施していること。
ターミナルケア加算	80円	1日につき	対象者	死亡日以前31～45日
ターミナルケア加算	160円	1日につき	対象者	死亡日以前4～30日
ターミナルケア加算	820円	1日につき	対象者	死亡日以前2日又は3日
ターミナルケア加算	1,650円	1日につき	対象者	死亡日
外泊時費用	362円	1日につき	対象者	外泊した場合、外泊初日と最終日を除いて、基本料金に替えて左記の金額とする。(ただし6日を限度とする)
外泊時に在宅サービスを利用した時の費用	800円	1日につき	対象者	居宅における外泊中に在宅サービスを利用した場合、外泊初日と最終日を除いて基本料金に替えて左記の金額とする。(ただし6日間を限度とする。)
初期加算	30円	1日につき	全員	入所日より、30日以内の期間に限り加算。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円	1回につき	対象者	入所前または入所後居宅において入所者及びその家族に退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算。
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円	1回につき	対象者	入所前または入所後居宅において入所者及びその家族に退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算。
試行的退所時指導加算	400円	1回につき	対象者	入所者の試行的な退所時に入所者及び家族等に退所後の療養上の指導を行った場合に加算。(入所中に最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度。)
退所時情報提供加算	500円	1回につき	対象者	退所後の主治の医師に対して、本人の同意を得て診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合加算。

入退所前連携加算(Ⅰ)	600円	1回につき	対象者	(イ)入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。 (ロ)退所に先立って入所者が希望する指定居宅介護支援事業者に本人の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービスに必要な情報提供を行い、指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスに関する調整を行なった場合に加算。
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円	1回につき	対象者	入退所前連携加算(Ⅰ)のロの要件を満たしている場合
老人訪問看護指示加算	300円	1回につき	対象者	退所時に指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に加算。
地域連携診療計画情報提供加算	300円	1回につき	対象者	退院先の地域連携診療計画に基づいた治療を行うとともに、退院先の医療機関へ診療情報を文章にて提供した場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33円	1月につき	対象者	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
栄養マネジメント強化加算	11円	1日につき	対象者	管理栄養士の配置をすること。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合には早期に対応すること。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。
経口移行加算	28円	1日につき	対象者	経管により食事を摂取する入所者を経口摂取に移行する為、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として基本料金に左記の金額を加算。
経口維持加算(Ⅰ)	400円	1月につき	対象者	著しい誤嚥が認められる者を対象として、入所者の経口摂取を維持する為、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として基本料金に左記の金額を加算。
経口維持加算(Ⅱ)	100円	1月につき	対象者	誤嚥が認められる者を対象として、入所者の経口摂取を維持する為、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合180日を限度として基本料金に左記の金額を加算。
自立支援促進加算	300円	1月につき	対象者	医師が入所者ごとに、自立支援の為に特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。医学的評価の結果、特に自立支援が必要であるとされた者毎に、各職種が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。支援計画を3月に1回見直すこと。また、医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他の自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算。
療養食加算	6円	1食につき	対象者	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、基本料金に左記の金額を加算。
緊急時治療加算	511円	1日につき	対象者	入所者の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月3日を限度に加算。
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239円	1日につき	対象者	入所者が肺炎や尿路感染症などの疾病を発病した場合に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1月に1回、連続する7日を限度に加算。
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円	1日につき	対象者	所定疾患施設療養費(Ⅰ)の要件に加え、老健医師が感染症対策に関する研修を受講している場合。
夜勤職員配置加算	24円	1日につき	全員	夜勤職員の加配要件を満たす場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	100円	1回のみ	対象者	介護老人保健施設の医師又は薬剤師が、関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること。入所後、かかりつけ医に、状況に応じて商法の内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得ていること。入所中に服薬薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している場合。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240円	1回のみ	対象者	(Ⅰ)の加算を算定していること。入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100円	1回のみ	対象者	(Ⅰ)と(Ⅱ)の加算を算定していること。6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、介護老人保健施設の医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させること。退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円	1月につき	対象者	排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用している場合。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。少なくとも3月に1回は入所者等ごとに支援計画を見直している場合。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円	1月につき	対象者	加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつの使用ありから使用なしに改善している場合。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円	1月につき	対象者	加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつの使用ありから使用なしに改善している場合。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円	1月につき	対象者	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等の状態について定期的に記録していること。評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直している場合。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円	1月につき	対象者	加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。
再入所時栄養連携加算	400円	1回につき	対象者	入所者が医療機関へ入院し退院後に再入所するにあたり、施設入所時と大きくことなった栄養管理が必要となった場合、医療機関での栄養食事指導と連携し栄養ケア計画を作成した場合。(入所1人1回を限度)
安全対策体制加算	20円	入所時1回	全員	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	1日につき	全員	介護福祉士が50%以上。常勤職員が75%以上。勤続7年以上が30%以上。いずれかに該当する場合。
介護職員等ベースアップ等支援加算	サービス費＋加算合計に0.008を掛けた額		全員	介護職員等の賃金改善に充てることを目的とします。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	各種加算減算を加えて算定した金額の3.9%(Ⅰ)2.9%(Ⅱ)1.6%(Ⅲ)		全員	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とします。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	各種加算減算を加えて算定した金額の1.7%		全員	介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることを目的とします。

※入所時加算項目は、基本料金に加算します。

※ご利用者様全員、もしくは該当される方に対して算定します。詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。

※被爆者健康手帳をお持ちの方は、保険給付の自己負担額が公費負担されます。

※おむつ代は、上記負担額に含まれます。

3、食費・居住費の介護保険負担限度額認定者の方

項目	金額		備考
居住に要する費用(居住費)	【第1段階負担限度額】		なし
	多床室		
	【第2段階負担限度額】		370円/日
	多床室		
	【第3段階負担限度額】		370円/日
	多床室		
食事提供に要する費用	【第1段階負担限度額】		300円/日
	【第2段階負担限度額】		390円/日
	【第3段階①負担限度額】		①650円/日
	【第3段階②負担限度額】		②1360円/日

4、その他の費用内訳

項目	金額		備考
電気代	55円/日(課税)		持ち込み電気製品1品につき
テレビリース代	275円/日(課税)		テレビリース代 220円 + 電気代 55円
特別な部屋代 2人部屋	770円/日(課税)		
散髪代	1,500円/回		希望者
行事費用	実費		ご家族と一緒に催される主な年間行事にかかる費用
インフルエンザ予防接種代	1回	実費	インフルエンザ予防接種等感染予防にかかる費用で接種を希望された場合
診断書代	1件	2,200円～4,400円	一般診断書など
写真代	1枚	30円	
コピー代	1枚	10円	複写物・各種申請用紙・請求書兼領収書の再発行
死後の処置料	11,000円		死後の処置にかかる費用

※「国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階①②)」に該当する利用者等の負担額について

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階①②の利用者には負担軽減策が設けられて
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町が決定します。第1～第3段階①②の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理人の方)が、ご本人の住所地の市町に申請し、市町より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。
- 利用者負担第1・第2・第3段階①②に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方。
 - 【利用者負担第2段階】
市民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方。
 - 【利用者負担第3段階①②】
 - ①市民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下
 - ②市民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方。
- その他詳細については、市町窓口でおたずね下さい。